

「まつやま上下水道フェスタ 2024」の企画・運営に関する業務委託仕様書

1 業務委託名

「まつやま上下水道フェスタ 2024」の企画・運営に関する業務委託

2 実施目的

毎日あたり前のように使っている水道と下水道について「まつやま上下水道フェスタ 2024」を開催することにより、ライフラインのひとつとしての重要性を松山市民に再認識してもらい、家庭でも皆さんと一緒に考えていただくきっかけとなるような場を提供することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和 6 年 12 月 31 日まで

4 イベント開催日時（予定）

令和 6 年 10 月 26 日（土） 午前 10 時から午後 3 時まで

5 イベント会場

松山市湊町七丁目 5 番地 松山市総合コミュニティセンター
キャメリアホール、コミュニティプラザ、展示室 1、正面玄関前広場

6 イベント参加者のターゲット

松山市在住の小学生とその家族

7 業務内容

（1）イベントの企画

- ① 実施目的に沿い、ターゲット層の集客が見込める内容とすること。
- ② 来場者数は、2,000 人規模とすること。
- ③ 松山市の水道・下水道の事業 PR が十分に行える内容とすること。
- ④ 水道と下水道の内容の割合は半分ずつとすること。
- ⑤ 来場者が、参加・体験できる内容とすること。
- ⑥ 会場内を参加者が回遊し、できるだけ長い時間滞在できる内容とすること。
- ⑦ 会場内の特定の場所に参加者が集中しないよう工夫した内容とすること。
- ⑧ 実施目的に沿い、ターゲット層を意識したイベントの「キャッチフレーズ」を提案すること。
- ⑨ 発注者が指定する Y o u T u b e に掲載されている PR 動画の視聴や、松山市公営企業局公式 X「まつやまの上下水道情報【公式】」のフォロワー数を増やす工夫をすること。
- ⑩ 会場の施設利用等の規定等を遵守した内容とすること。

- ⑪ イベントに関する実施計画書や運営マニュアル等を作成すること。

(2) イベントの運営と管理

- ① 食品衛生法・消防法・警備業法をはじめ、イベントを実施するにあたり関係する法令等を遵守すること。
- ② 必要な関係機関との調整や届出等を行うこと。
- ③ 必要な人員・機材・消耗品等を手配し運営と管理を行うこと。
- ④ 参加者等の安全対策を講じること。
- ⑤ 参加者等の負傷、会場備品等の損傷等に備え保険等へ加入すること。
- ⑥ 発生した物品等の廃棄物は、排出量を抑制するとともに、受注者で適正に処分すること。
- ⑦ 会場の設営と撤去については、松山市総合コミュニティセンターの来館者（イベント以外の利用者）にも配慮し行うこと。
- ⑧ 終了後は、すみやかに原状回復を行うこと。
- ⑨ 発注者が準備する物品等についても、搬入・搬出を行うこと。
- ⑩ 会場の様子や集客状況（来場者数の集計）を把握し、写真撮影や記録を行うこと。

(3) イベントの広報

- ① 集客が見込める手法で、SNS 広告等を含む効果的な事前広報を行うこと。
- ② 会場への来場を促す広報をイベント当日に行うこと。

8 特記事項

(1) ステージイベント

- ① キャメリアホールで行うこと。
- ② 実施目的に沿った内容を最低 1 ステージは行うこと。
- ③ 着ぐるみ「松山市水道イメージキャラクターぽっちゃん」を最低 1 ステージは登場させること。

(2) 製作物等

- ① ノベルティグッズ（松山の水道・下水道に関係するもの）を最低 600 個製作し、イベント内で配布すること。製作にあたり、水道・下水道事業に対する理解や啓発につながる工夫をし、発注者と協議の上進めること。ただし、本市のマンホールカードを活用した配布物を除く。
- ② ①の他に集客が見込めるグッズを準備し、イベント内で配布すること。
- ③ コミュニティプラザ等に設置するブース等で、参加者が持ち帰ることができる物品（松山の水道・下水道に関係するもの）製作し、イベント内で配布すること。
- ④ 発注者が指示する内容で、水道・下水道の事業PR パネル（B2 サイズ）5 枚を新しく製作し、設置すること。
- ⑤ 会場入口（正面玄関入口付近）に 1 か所、イベント総称とキャッチフレーズを明示した構造物や装飾品を製作し設置すること。
- ⑥ 各ブース案内やイベント会場案内図等のサインを必要と思われる枚数製作し設置すること。
- ⑦ 映像素材（DVD）を上映するための装置一式を会場内（屋内）に設置すること。

⑧ 小学校へ配布するPRチラシ（A4両面カラー27,500枚）のデザインを提案し、製作すること。

⑨ ⑧のチラシは、松山市立の小学校（53校）へ郵送すること。

（3）発注者が準備する物品

① 受注者がイベント内で活用（配布）できる物品

（ア）クリアファイル（A4） 2,000枚



（イ）ボトルドウォーター（490ml） 2,000本



② 受注者がイベント内で必ず使用する物品

（ア）着ぐるみ「松山市水道イメージキャラクターぽっちゃん」 1体

※ウレタン製



（イ）キャラクターパネル

・松山市水道イメージキャラクターぽっちゃん（1,350mm×820mm） 1枚

・松山市下水道イメージキャラクターかめまるくん（795mm×890mm） 1枚

※発砲パネル製・ラミネート加工



(ウ) デザインマンホール顔はめパネル (1, 200mm×1, 600mm) 1セット

※ウッドラックインクジェット貼り



(エ) 水道・下水道の事業PRパネル (B2サイズ) 30枚

(オ) デザインマンホール (φ約500mm、重量約50kg) 2枚



(カ) マンホールトイレ 1組



(キ) 耐震管模型等 (B2パネル4枚、模型1, 000mm×600mm、重量70kg)

※ (キ) については、貸借品のため変更する場合がある。

(ク) 水道・下水道の事業PR映像 (MP4形式) DVD1枚

(4) 発注者又は出展者が直接運営するもの

① 給水体験ブース

(ア) 発注者が正面玄関前広場に給水車 (2トン車) を駐車し行う。

(イ) 受注者は、テント (2K×3K) 1張、長机2台、椅子4脚を準備し設置すること。

② 展示物による事業紹介

(ア) 受注者は8 (3) ② (エ) ~ (キ) の展示物の設営を行い、発注者が展示物の説明を行う。

(イ) 設営において、参加者が展示物に興味を持つよう工夫して設置すること。

③ ワークショップ 1

(ア) 出展者が正面玄関前広場で行う。

(イ) 受注者は、テント (2 K × 3 K) 1 張、長机 8 台、椅子 20 脚を準備し設置すること。

④ ワークショップ 2

(ア) 出展者がコミュニティプラザで行う。

(イ) 受注者は、長机 4 台、椅子 8 脚、電源 4 口を準備し設置すること。

9 その他

(1) イベントの詳細については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

(2) 魅力的な内容とするため、イベント内容や製作物の追加及び変更を行う場合は、発注者と受注者の協議により決定する。

(3) 受注者は、発注者と業務に関する打合せを行った際、議事要旨の作成を行い、発注者に提出すること。

10 著作権等の取扱い

(1) 本業務において受注者が作成した著作物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全てこれを発注者に譲渡するものとする。また、受注者は、本件著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。

(2) 業務において知的財産基本法第 2 条に規定する知的財産権に関連し、第三者の権利の保護の対象となっている著作物等を利用して本業務の用に供しようとする場合は、受注者の負担により、適正に権利関係の確認と処理を行うこと。また、万一、第三者からの権利の主張、損害賠償の請求等があった場合は、受注者の負担により対処するものとし、受注業務の遂行及び成果物の使用に際し支障を及ぼさないようにすること。

(3) なお、第三者の著作物等を使用する場合にあっては、著作物の全部又は一部を発注者が作成する他の印刷物や松山市の WE B ページ等に掲載する場合がある点に留意すること。

11 損害の賠償

本業務遂行中に、受注者が発注者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、ただちにその状況及び内容を書面により報告し、すべて受注者の責任において処理解決するものとする。

12 業務実施体制

業務責任者は、本業務の統轄を行うとともに、発注者との調整を図ること。

13 秘密保持

- (1) 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、本業務が終了または解除された場合も同様とする。
- (2) 受注者は、前号に反して発注者及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

14 個人情報の取扱い

受注者は、本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。

15 再委託の取扱い

受注者は、業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

16 業務完了報告書の提出

受注者は、業務が完了したときは、業務完了報告書に次に示す書類等を添付のうえ、発注者に提出すること。

- (1) 実績報告書（1部）
- (2) 撮影した記録写真データ（1式）

17 別途協議等

- (1) 本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。
ただし、仕様書に明記されていないもので、本委託を履行するにあたって当然必要となる施設使用料、物品等の費用については、受注者の負担とする。
- (2) 天候や感染症拡大等により、発注者がイベントの中止を判断した場合、それまでの製作物等を有効活用する代替イベント等については、協議のうえ実施するものとする。